

資料 3

「地域における小学校就学前の子どもを対象とした 多様な集団活動事業の利用支援」について

令和3年11月18日

千葉県こども未来局こども未来部幼保支援課

事業導入の経緯

令和元年 10月 幼児教育・保育の無償化がスタート

- ・国会において、「幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって認可を受けていないものを給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。」との附帯決議がなされる

令和2年度 文部科学省が調査事業を実施

令和3年度 地域子ども・子育て支援事業の1事業として事業化

- ・「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」のメニューに追加
- ・地域や保護者にニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動が対象
- ・市町村の手上げ方式による実施
- ・幼稚園等の認可を受けない認可外保育施設、各種学校、園舎を持たず野外保育を実施する団体などを想定し事業化する自治体あり

事業概要（国資料）

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集回活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、
 ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
 ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み で実施。

1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料；どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	○職員【必須】 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） ○配置基準（幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○面積基準：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○設備基準：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	○開所時間【必須】 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 ○保育の必要性のある子どもの割合【必須】 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	○活動内容 ・幼児一人一人の心身の発育や発達に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 ○給食：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 ○健康管理・安全確保【必須】 ○職員・子どもの帳簿の整備 ○適切な会計処理が確認可能

5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

他自治体での対象事例

1 園舎、園庭が基準を満たさない通園施設

- ・ 園庭面積や設備が基準を満たさず、認可施設となっていない
- ・ 英語教育など、独自の教育方針を持っている施設が多く、1日4時間程度の利用も多い

2 各種学校

- ・ 外国にルーツを持つ子どもが通うインターナショナルスクールなど
- ・ 認可施設又は認可外保育施設双方の要件を満たさない

3 ・ 自然体験活動を行う団体

- ・ 地域の豊かな自然を活かし野外での活動を行う
- ・ 特定の園舎や設備を持たないことから、施設としての認可等を受けていない

子どもプランへの位置づけ

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の1メニューとして、提供区域ごとの量の見込み並びに、提供体制の確保の内容及びその時期を定める必要あり

施設等ごとの主な基準

	幼稚園	保育所	認可外保育施設	本事業
設置根拠	都道府県の認可	都道府県、政令市等の認可	都道府県、政令市等への届出	市町村の決定
職員	学級に専任の教諭 1学級35人以下	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	3歳児 20:1 4・5歳児 30:1
資格	幼稚園教諭	保育士	保育士、看護師が1/3以上	幼稚園教諭、保育士、看護師が1/3以上
設備	保育室、遊戯室、運動場、 便所、職員室、保健室 等	乳児室、ほふく室、保育 室又は遊戯室、調理室、 便所、医務室 等	保育室、調理室、便所 等	集団活動室、便所 等
対象児童	3歳以上	0～5歳児 保育が必要 な児童	0～5歳児	3歳以上
開園時間 等	1日4時間が標準 年39週以上	1日11時間 日曜日、祝日、年末年始 以外	1日概ね11時間	1日4～8時間 週5日以上、年39週以 上
教育・保 育	幼稚園教育要領に基づく教 育課程及び保育内容	保育所保育指針に従う	一人一人の発達を把握し、 保育内容を工夫、保育の 計画を定める 等	一人一人の発達を把握し、 活動内容を工夫、活動方 針に基づいた計画を策定 等
指導監査	都道府県が実施（学校教育 法）	都道府県、政令市等が実 施（児童福祉法）	都道府県、政令市等が実 施（児童福祉法）	市町村が実施（要綱等）

- ・ 下線部は、市町村の判断で緩和可
- ・ 国の基準で必須のものを記載。県や市で独自の上乗せを行っています。